

御中

## 三の丸尚蔵館に関する要望書

### 要望

1. 三の丸尚蔵館の独立行政法人国立文化財機構への移管を取止め、宮内庁による管理を継続すること。
2. 三の丸尚蔵館収蔵品の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)に基づく文化財指定を今後は行わないこと。
3. 三の丸尚蔵館収蔵品の館外での展示を今後は行わないこと。
4. 三の丸尚蔵館の入館を有料化しないこと。

### 要望の理由

三の丸尚蔵館は、昭和天皇崩御に際して、皇室に代々伝えられた至宝である「御物」に相続税が課されるという許し難い法の不備のため、已むを得ず皇室から国に寄贈された品々を保管するために設置されたという痛恨の由来を持っています。またその後も、皇族方の崩御・薨去のたびに、相続税課税によって国への寄贈を余儀なくされた御遺品により収蔵品が増加してきたという哀しき経緯もあります。

こうした三の丸尚蔵館の性格に鑑みれば、一般の国立博物館やその収蔵品と同等に取り扱うことはきわめて不適切であり、旧「御物」ないし準「御物」を保管する施設として、特別の取り扱いが継続される必要があります。

三の丸尚蔵館の収蔵品を旧「御物」ないし準「御物」として特別に取り扱うという観点から、その管理は宮内庁によって行われるべきであり、皇宮や陵墓、正倉院宝物と同様、文化財保護法に基づく文化財指定は行われるべきではなく、その(「観覧」ではなく)参観は現地でのみ実施されるとともに、皇室が国民に垂れ賜う恩沢の一環として金銭(入館料等)を介しない形で行われなければなりません。

いずれにせよ、一時の経済政策に過ぎない「観光立国」政策に迎合し、インバウンド取り込みのための「観光資源」として三の丸尚蔵館を動員する、無情で不敬で非文化的な施策に断固反対します。

以上